



6 香美監査第 6 号

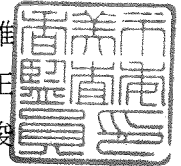
令和 6 年 8 月 2 0 日

香美市長 依光 晃一郎 様

香美市監査委員 岩 崎 昭 雄

香美市監査委員 横 谷 勝 正

香美市監査委員 比 与 森 光 俊



令和 5 年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

1 基準に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して審査を行った。

2 審査の対象

令和5年度の香美市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類。

3 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、適正に作成されているか、算定過程に誤りがないか等を主眼とした。

4 審査の実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる書類を確認し、健全化判断比率と突合するとともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

5 審査の実施場所及び日程

香美市役所 監査委員事務局 ・ 令和6年8月19日（月）

6 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額及び連結実質収支額がいずれも黒字になっているため表示されない。3カ年の平均で求める実質公債費比率は、令和4年度の法適用企業への移行前に比べ、昨年と同様に公営企業に要する準元利償還金が減少したため、前年度に比べ0.6ポイント減少した。将来負担比率については、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため表示されない。

また、資金不足比率については、いずれの会計においても資金不足額は生じていないため表示されない。

健全化判断比率

【単位：％】

比率名	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	13.30	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	18.30	30.00
実質公債費比率	8.4	9.0	9.8	9.9	25.00	35.00
将来負担比率	—	—	—	—	350.00	

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないため「—」と表記している。
早期健全化基準及び財政再生基準は、総務省が示す数値である。

資金不足比率

【単位：千円】

会計名	資金不足額又は資金剰余額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	652,219	207,101	—	20.0%
簡易水道事業会計	242,298	139,116	—	
下水道事業会計	432,412	238,965	—	

※ 資金不足が生じている場合は、負の値（△）で、資金剰余額が生じている場合は正の値で表記している。また、資金剰余額が生じている場合は、資金不足比率は「—」と表記している。

7 審査の意見

審査の結果、健全化判断比率については早期健全化基準を、資金不足比率については経営健全化基準を、いずれも下回っていることが認められた。

今後も自主財源の確保を図るとともに、合理的な歳出削減を行うなど、健全な財政運営に努められたい。